

区 長 各 位

伊豆の国市長  
(環境政策課)

市内一斉清掃（9月）の実施について

日頃より、市の環境美化推進事業に御理解、御協力くださり、感謝申し上げます。  
市では市内における環境美化を図るため、5・9・3月の年3回の「環境美化の日」を設定し、市内の一斉清掃に取り組んでおります。

については、地域での清掃活動への御協力をお願いしたく、貴区において、9月の環境美化の日に合わせた清掃活動の実施を御検討いただき、下記の注意事項等を御確認の上、実施の可否等について9月5日（金）までに別紙にて御回答いただきたくお願い申し上げます。

記

1 実施日 令和7年9月21日（第3日曜日）

2 依頼内容 ごみ拾い等の環境美化活動

(1) 当日の役割

【地 区】 ごみ拾い等の地域の清掃活動を実施

⇒ 清掃活動終了後、午前9時までに拾い集めたごみを指定した場所へ集積してください。

【市役所】 集められたごみを回収

⇒ 午前9時から各区の指定場所を収集業者が巡回してごみを回収します。

(2) ごみの集積場所

市によるごみの回収を希望する場合は、別紙にて集積場所の御報告をお願いします。当日は、御報告いただいた指定場所を、回収車両が巡回収集します。

集積場所は可能な限り1箇所をお願いしたいところですが、困難な場合等、区の状況に応じて御検討の上、御報告をお願いします。

※裏面へ続く

### (3) 注意事項等

#### ア ごみの分別方法について

- (ア) 燃やせるごみはごみ袋にまとめて出してください。(ペットボトル、プラスチック類について、汚れている場合はリサイクル困難なものとして、燃やせるごみとして出していただいても構いません。)
- (イ) カン、ビン及びその他金属類等の燃えないごみは、種類ごとに別々の袋に分別して出してください。
- (ウ) 袋に入らないような粗大ごみ(家具、家電製品等)については、そのまま集積場所に置いてください。公民館や自宅等、一般の粗大ごみについては、通常のごみの搬出方法により処理をお願いします。

#### イ 使用のごみ袋について

一斉清掃当日に限り、市指定ごみ袋でなく、どのような袋を使用しても構いません。袋ごとにごみの種類を分別して出してください。

合併前の旧町のごみ袋(15L)の提供が可能ですので、必要な場合は別紙に必要枚数を御記入ください。

旧町ごみ袋は、環境政策課(大仁庁舎)、協働まちづくり課(長岡庁舎)又は市民課菫山支所(菫山農村環境改善センター)で配布します。

#### ウ 側溝清掃又は草刈り時に発生した土砂や刈草について

ごみと一緒に回収することができないため、別途自己搬出をお願いします。

ごみ袋に入り切らない刈草については、当日の午前中に菫山リサイクルプラザへ、側溝の土砂については建設課所管の処分場への直接搬入をお願いします。

※建設課所管の処分場への搬入を行う場合、別途申請が必要です。

### 3 その他

雨天の場合でも、各区の集積場所には市の回収車両が収集に巡回します。(雨天順延しません。)

雨天時における実施の判断については、各区にてお願いしますが、不明な点等ありましたら御相談ください。

連絡先 環境政策課(大仁庁舎内)担当: 芹澤

TEL 0558-76-8002 / FAX 0558-76-5499

mail [kan@city.izunokuni.shizuoka.jp](mailto:kan@city.izunokuni.shizuoka.jp)

